

山梨学院大学研究倫理委員会規程

(平成27年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 山梨学院大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という。）第4条第2項に基づき、山梨学院大学（以下、「本大学」という。）における公正な研究の推進、研究活動に係る不正行為の防止を図るため、研究倫理委員会（以下、「本委員会」という。）を置き、その運営について定めることを目的とする。

(研究活動に係る不正行為の定義)

第2条 本規程において「研究活動に係る不正行為」とは、研究倫理規程第2条第4項に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

(研究倫理委員会の職務)

第3条 本委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公正な研究を実施するための教育及び啓発活動の企画立案に関する事項。
- (2) 公正な研究活動の確保及び研究に係る不正行為防止に必要な活動に関する事項。
- (3) 学長が諮問する事項。
- (4) その他研究倫理に関する事項。

2 不正行為の防止及び対応については別に定める。

(組織)

第4条 本委員会は、次の者をもって構成し、委員長及び委員は学長が委嘱する。

- (1) 本学の専任教員
- (2) 学外の学識経験者

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

3 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 前条第1項の定めにかかわらず、本委員会が特に必要と認める場合、高度な専門知識を有する者を臨時委員として、審議に参加させることができる。

2 臨時委員は、学長が委嘱する。

(会議)

第6条 本委員会は、委員長が招集し開催する。

2 本委員会は過半数の委員が出席しなければ開催することができない。但し、出席できない委員が委任状を提出しているときは、委任状をもって出席と見なすことができる。

3 委員は、自己の研究に係る審査には決議の権限はないものとする。

4 委員は、自己の研究に係る審議には出席できないものとする。

5 本委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

6 委員長は、本委員会の審議結果を速やかに学長に報告するものとする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学事センター学事課が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。